

一般社団法人 日本環境教育学会 編集委員会規程

2019年12月01日 制定

(趣旨)

第1条 編集委員会は事業計画に基づき『環境教育』を刊行する。そのため、編集委員は投稿原稿の審査および刊行にかかわる業務を行い、編集委員長がこれを総括する。この規程は、当該の編集業務に係る必要事項を定めるものである。

(委員長)

第2条 編集委員長は、委員会規程第4条に基づき、業務執行理事が就任する。編集委員長は、委員会規程第5条に基づき、補佐役として副編集委員長を任命することができる。

(委員)

第3条 編集委員は、委員会規程第6条に基づき、理事会より委嘱を受けた者が就任する。
2 必要に応じて、査読や特集号編集など特定業務のみを行う委員を置くことができる。

(議決)

第4条 編集委員会の議決は委員の過半数をもって決するものとする。
2 編集委員会は必要に応じて電子メール等の電子媒体を使って開催することができる。この場合、議案発信後1週間を超えて回答がない場合は異議のないものとみなす。
3 前条第2項に該当する委員は、議決権を有しない。

(内規)

第5条 本規程の実施に必要な内規等については、編集委員会で別に定める。

(規程の改訂)

第6条 本規程を改訂する場合には、理事会の承認を得なければならない。

附則 この規程は、2019年12月2日から施行する。